

# サイエンスファクトリー企画運営等業務委託仕様書

## 1. 目的

佐賀の子どもたちや保護者層及び若年層に向けて、ものづくりの根幹となる基礎科学への興味・関心を高めるとともに、最先端の科学や科学技術などを活用した研究やその成果、未来への可能性等について学ぶ機会をつくることで、科学の楽しさや科学技術の奥深さ、すばらしさを認識し、その理解を深めてもらうことを目的として、本件業務を実施する。

本事業は、佐賀のものづくりをテーマとした県内最大級のイベントであるSAGAものスゴフェスタ 10 の中で開催するイベントとする。

## 2. 契約期間

契約締結の日から令和6年6月28日（金曜日）までとする。

## 3. 開催概要

- (1) 名称 第2回サイエンスファクトリー（仮称）  
※事業の趣旨を踏まえ、ふさわしい名称に決定する。  
※基本的に既存のタイトルロゴを使用するが、必要に応じて改変可能。
- (2) 開催日時 令和6年5月19日（日曜日）※時間未定
- (3) 開催場所 SAGAアリーナ  
佐賀県佐賀市日の出2丁目1番10号
- (4) 開催内容 サイエンスショー及び科学トークイベント 2回  
（主に小学生及び保護者向けの内容）

## 4. 委託業務の内容

- (1) サイエンスファクトリーの企画及び実施に関する業務  
対象は主に小学生とし、（ア）及び（イ）の内容を含むこと。ただし、提案に応じてプログラムをまとめてもよい。
  - （ア）サイエンスショー部分  
おどろいたり、なぜだろう、なるほどと感じたりすることができる体験を通して科学のおもしろさを体感することができる企画を提案し実施する。  
「なぜ」、「どのように役に立つ」等が理解できるような科学実験教室の企画を提案し、実施する。  
※県が指定する出演者を起用すること。その出演者に係る謝金及び旅費は、発注者から直接出演者へ支払うこととする。  
※メインターゲット層である小学生を引きつけるような演出とすること。  
※身近にある科学に目を向けることができる内容であること。  
※観客が実験に参加するような内容を含む場合、安全に実施できるものであること。

(イ) 科学トークイベント部分

科学のおもしろさや科学のすごさ、出演者が科学へ興味を持ったきっかけ等について知ることができる企画を提案し、実施する。

※観客が将来に期待をもてたり、挑戦する意欲を向上させたりすることができるような内容であること。

※観客からの質問に答えてもらうような内容であること。

※観客が実験に参加するような内容を含む場合、安全に実施できるものであること。

【 実施日時・会場（想定） 】

令和6年5月19日（日曜日）午前1回、午後1回 各60分程度

メインアリーナ特設メインステージ（9m×5.4m）

※1回あたり400～500人程度の観客数を想定

(2) サイエンスファクトリーの運営に関する業務

① イベントの進行管理業務（司会進行を含む）。

② 全体スケジュール表、進行管理マニュアル、進行シナリオの作成、会場レイアウト図等の作成業務。

③ 出演者等との調整、打合せ等に係る業務。

※県が指定する者以外に出演等を依頼する場合、発生する経費は委託料のなかから負担すること。

④ 観客へのアンケートの実施、回収及び分析業務。

⑤ イベント実施に必要な機材等（映像・音響機材等）の借上げ、実験材料等の買上げ等、必要な資機材の調達業務。

⑥ イベント会場の設営及び撤去業務。

※イベントステージ及び客席は、SAGAものスゴフェスタ10で準備する。

⑦ 観客の整理・誘導、観客数の計測・集計業務。

※イベントの観覧は事前申込制ではなく当日受付を想定するが、混乱が生じないように適切な措置を講じること。

⑧ イベント会場の各種看板、セット・装飾等の製作・設置業務。

⑨ サポートスタッフ等の配置。

⑩ その他、上記に付随する関連業務。

(3) サイエンスファクトリーの広報に関する業務

① サイエンスファクトリー事前広報用画像のデザイン制作及びデータ作成。

（フルカラー、SAGAものスゴフェスタ10のWEBサイトに掲載する素材作成、SAGAものスゴフェスタ10公式X及び公式Instagram等に掲載できる形式で納品すること）

② その他効果的な広報について、予算の範囲内で提案すること。

#### (4) その他

同時開催される、SAGAものスゴフェスタ10の運営を行う事業者等との情報共有など、連携や調整を行うこと。

### 5. 留意事項

- ① 委託業務の実施にあたっては、発注者と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る発注者からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ② イベント当日のスケジュールに際しては、大きなイベントが同時時間帯に重複しないなど、全体を見据えた調整を行うとともに、企業・団体等との交流促進を図る工夫をすること。※本イベントは、同日開催のSAGAものスゴフェスタ10の一環として実施する。
- ③ イベント運営にあたっては十分な人員の確保に努めること。
- ④ 受託者は、本業務を履行するうえで知りえた情報について、第三者に漏らしてはならない。
- ⑤ 受託者が佐賀県に引き渡すべき成果物は、佐賀県の所有とする。
- ⑥ 本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は佐賀県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- ⑦ 受託業者は、県に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- ⑧ 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者・受託者協議の上、決定するものとする。

### 6. 本業務委託の完了報告

委託事業終了後、事業実施報告書を速やかに提出すること。本業務を実施する際に生じた領収書等の証拠書類について適切に管理・保管をすること。

### 7. 本業務委託の委託料の支払方法

完了払とする。ただし、受託額の3割を上限に前金払を県に請求できる。